

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、監査委員 有馬剛朗及び重田一政は、地方自治法第199条の2の規定により、同条に該当する事件（議会事務局定期監査）については除斥しました。

- 1 環境局定期監査結果報告書
- 2 建設局（後期）定期監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 4 産業局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 5 都市局定期監査結果報告書
- 6 上下水道局定期監査結果報告書
- 7 消防局定期監査結果報告書
- 8 議会事務局定期監査結果報告書
- 9 定期監査（工事監査）結果報告書

令和4年度 建設局（後期）定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

建設局

道路管理部 道路総務課、道路管理課、道路保全課、長寿命化対策課

出先機関 北部道路事務所

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年1月10日から同年3月23日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 紛失・破損等弁償金収入関係事務（道路管理課）

イ その他損害賠償金収入関係事務（道路管理課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

ウ 請負契約等違約金収入関係事務（道路保全課）

令和3年度工事請負契約の解除に伴う違約金（網干19号線道路補修工事）

の収入未済額30,800円が、令和4年度において滞納繰越分として歳入調定されていなかった。

適正な事務処理に努められたい。